



ニュース・レター

第14号

2015.8

NEWSLETTER 平成27年8月1日発行



センター長ご挨拶

養育費相談支援センター センター長 原 千枝子

養育費相談支援センターの草創期から7年間にわたり当センターの事業に携わってこられた鶴岡健一前センター長から4月1日付で引き継ぎました。

鶴岡前センター長は、在任期間に相談業務はもとより研修体制の確立、情報提供・広報など業務の充実に貢献され、さらに養育費の確保に関する制度問題研究会を立上げ、センター機能の拡充に尽力されました。私は、前センター長が確立された業務を継承し発展させていきたいと思えます。

さて、皆さんも御存じのとおり日本は、他に類をみない少子高齢化社会に突入しており、数少ない子どもをいかに健全に成長させていくかが、社会全体の大きな課題です。経済大国と言われながらも子どもの貧困の状況は、先進国の中でもかなり厳しいもので、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されるに至っています。なかでもひとり親の貧困率は高く、養育費の取決め及び履行確保が重要な課題です。ただ、履行確保の制度が不十分であり、せっかく取り決めても絵に描いた餅になることが大きな問題ですが、かといって取決めせずにいることはさらに後に禍根を残すことになりかねません。

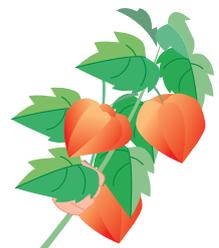
センターには、子ども本人から「自分が赤ん坊のころに父母が離婚し母が養育費をもらわずに苦労して自分を育ててくれた」「無責任な父親から過去の養育費を取りたい」という相談があります。中には全く交流がないまま経過し自力で父親の居所を突き止め、「再婚して幸せに暮らしていることが許せない、一矢報いたい」と切々と訴えるお子さんもいます。本当にお気の毒ですが、実際には、取決めのない過去の養育費を

取り戻すのは難しいのが実情です。民法改正になる以前には相手と関わりたくない、どうせあてにならないからと養育費の取決めをせずに離婚したケースが結構あるのではないのでしょうか。

過去を取り戻すことはできないと知りながらもそこから新たな一歩を踏み出すことができずに悩んでいる若い方々に接すると胸が痛みます。中には父親は死んだと聞かされてきたという方もおり、苦労して育ててくれた母親に対しても複雑な思いを抱いてしまう方もいます。どんな父親でも実像を知って育つことの大切さも感じざるを得ません。支払いに拒否的な相手に養育費や面会交流の取決めをするのはかなりエネルギーがいることですし、離婚の時にはそれどころではない状況でしょうが、子どもの将来に禍根を残すことにならないように、離婚前の支援を一層充実させることの必要性を痛感しています。

センターの仕事に関わるようになってまだ短期間ですが、全国の自治体で養育費相談支援に携わっておられる方々が地域に密着した地道な活動を続けておられ、離婚に直面した多くの子どもたちが救われてきていることを実感しています。

これからも相談業務に携わっていらっしゃる全国の皆さんとともに、一人でも多くの子の未来のために一緒に歩んでいきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。





「親が離婚した子どもの 権利章典」

福岡ファミリー相談室主任研究員（福岡県立大学名誉教授）

NPO 法人北九州親子ふれあい支援センター 宮崎 昭夫

はじめに

子どもの権利に関しては、わが国には「児童憲章」があり、国際的には国連による「児童権利宣言」やわが国も批准している「児童の権利に関する条約」などがある。これらは、児童の権利にとっては重要であるが、児童一般を対象にしたものである。親が離婚した子どもという、特定の子どもの権利を明確化したものではない。親が離婚した子どもの権利に特定化した、権利章典が米国にあるので紹介しよう。

日本では、「権利」という概念は広く知られてはいても、日常生活になじんだ概念ではなく、法律家の専売特許のニュアンスのある概念である。日常生活の中では、「権利をふりかざす」や「権利をかさにきて」といった否定的な用法が多いように思われる。このため、「権利」という概念は抽象的な使い方が多く、何を意味しているか不明なことが多い。これにともない、どのような権利が国民にあるのかは明確でないことが多い。

これに対して米国では、個人の有する権利の内容を具体的に示すことが多く、日常生活に権利を活かしやすい工夫を行っている。例えば、「〇〇老人ホーム入居者の権利条項」や「△△小学校の児童の権利章典」といったものが、各地で制定されており、福祉サービスの利用者や、学校の生徒などの権利を具体的に示し、権利保障に結びついている。これと同様な動きとしてニューヨーク州では、親が離婚した子どもの権利章典を定めている。

米国ニューヨーク州裁判所事務総局では、離婚しようとしている親に対し「親へのハンドブック」という81頁からなる教育用の冊子を刊行している（インターネットで入手可）。この中には、離婚に関する法的知識、離婚という厳しい状況の中での親としての子どもへの関わり方や、離婚紛争中の配偶者との緊張や葛藤をいかに低減させるかとともに、「親が離婚した子どもの

権利章典」が含まれている。原典の権利章典には解説はついていないが、筆者のコメントをつけた形で紹介しよう。

権利章典の項目と内容

1 両親の「どちらを選ぶか」を問われない権利

親は離婚することになっても、子どもは両親の板挟みになって、父母のどちらかを選ぶのではなく、同居親との日常的接触とともに、非同居親とも定期的な面会交流などを重ねて、母とも父とも親子関係を続けることが前提になっている。わが国は単独親権制度であるが、英語圏では離婚後も何らかの形で共同で養育することが普通のことである。このため、「親権」という概念は過去のものとなり、「親責任」という用語に変わってきている。

2 両親間の法的紛争の詳細を知らされない権利

父母が裁判所で繰り広げている法的紛争の詳細を子どもが知ることになれば、どちらに就くかが問われやすい。さらに、両親間で繰り広げられる、欠点をあげつらう言動を子どもが知っても、子どもにとっては何の益にもならないことを前提としている。

3 一方の親から、他方の親の人格やパーソナリティの「欠点」について、聞かされない権利

離婚紛争中の親は、日常生活の中で他方の親の欠点に関して、言及しやすい。これを聞かされる子どもは、欠点を言及されている親の血を半分ひいている訳であり、自尊心が低下しやすいという問題を避けるためである。

4 一方の親と電話で話している内容を、他方の親に聞かれない権利

固定電話しかなかった時代には、問題になりやすかつ

た権利である。子どもにもプライバシー権があり、同居親といえども子どもの通信の秘密に介入できないことを示している。日本では親権者が、非親権者から子どもへの電話を勝手に無視したり、つなげないことがあるが、そのことも問題であることを示している。

5 | 面会交流で過ごした内容を、他方の親から詳しく尋ねられない権利

日本では親の離婚後は、親権者が全権を有しているかの言動を行う親がいるが、英語圏では父母それぞれと子どもの親密な関係が、保護されるべきであるとの考えが前提にある。同居親から面会交流の内容をいちいち聞かれれば、子どもは面会交流を楽しめなくなる可能性が高い。わが国でも大切にされることを期待したい権利である。

6 | 一人の親から他方の親への、伝言者となることを頼まれない権利

離婚紛争中や離婚後といえども、必要なことは子どもを介さずに、元夫婦間で直接のコミュニケーションをとるようにとの趣旨である。米国でも、これが難しい元夫婦がいるので、このようなことが定められている。父母間の伝言者になることは、子どもが父母間の板挟みになりやすく、子どもの発達に有害であるとの認識が、わが国でも広まることを期待したい。

7 | 一人の親から他方の親へ、嘘を伝えることを頼まれない権利

当然のことと思われる内容であるが、勝手に嘘を伝えることを頼む親が米国にはいることを示している。わが国には、そういう親はいないのだろうか？

8 | 元夫婦間のことに関し、相談相手を頼まれない権利

これは、洋の東西を問わずに見られる現象である。特に、母親と娘との間に生じやすい。母親の相談相手になった娘は、大人びた様子を示し成長が促進されたように見えるが、人格形成上問題が多い。子どもは天真爛漫と、子どもらしく育つことが重要であろう。

9 | どんな感情であろうと、感情を表現する権利

親の離婚にともない、子どもが持つ、空しさ、悲しさ、怒り、混乱した気持ちなどの感情表現を抑え込むのではなく、子どもに表現させることが、子どものメンタルヘルス（精神保健）のために重要である。言葉として表現させるだけでなく、絵や音楽によって表現させることも一つの方法である。親としては、離婚にともなう子どもの感情を聞かされることはつらい経験

ではあるが、この時期を過ごすことが、子どもの健全な成長につながることを信じて取り組む必要がある。

10 | ある感情を表明しないことを選ぶ権利

子どもによっては、親に対し「別に……」といった反応が示されることがある。子どもには、反抗期などの成長の節目があり、親以外の人と話し相手に向いている時期もある。無理に親が、子どもに感情表出を求めることが適切でない時期があることを自覚しよう。

11 | 両親間の紛争に巻き込まれない権利

両親の中には、子どもが親の応援団的役割を担うことを期待する人がいる。これは子どもにとっては大変につらい経験であり、対立する紛争の中に子どもが置かれることは、子どものメンタルヘルスに非常に悪い影響を及ぼす。紛争中や離婚後の親の中には、無意識にこのような言動を行う人もある。自らを省みる必要がある。

12 | 両親のどちらをも愛することに、罪悪感を感じないでいられる権利

子どもの言動にやきもちを示したり、自分の味方につけようとする親がいる。離婚しても、子どもが素直に「お母さんも、お父さんも、二人とも大好きだ」と言える状況を作ることが出来た親は、子どもを真に愛する、成熟した良い親と評価できよう。

おわりに

これらの権利章典の内容は、親の離婚は子どもの成長・発達の危機となりがちであることが前提になっている。この時期には、親の働きかけ方によっては子どもに有害な場合があることを想定している。このため、親の放縦を許してはならないので、子どもの権利を定めて、子どもを守ろうとしている。

わが国の親権者の中には、全能の権限を与えられているかのような言動を行い、子どもに有害な場合があるように思われるので、参考になろう。なお本憲章の内容は、わが国とは文化も社会構造も異なる米国で作成されたものであり、わが国に導入するにあたっては検討すべき課題も多い。ともあれ、子どもの健全な成長のためには、親が離婚した子どもにはどのような権利が保障されるべきかの議論が、わが国でも起こってくることを期待したい。

シリーズ

そこが知りたかった 14



—養子縁組について—

再婚に伴って連れ子と再婚相手が養子縁組する 경우가少なくありません。連れ子養子は未成年者養子縁組のおおよそ75%を占めていると言われていています。養子縁組に伴う養育費についての相談も増えています。養子縁組はかつては、家の存続や養親の老後の扶養など親のためのものが多かったのですが、戦後は子の福祉を目的とする制度に改められました。連れ子養子も金銭的な都合ではなく、子の福祉に添ったものでなければなりません。そもそも養子縁組とはどのような制度なのでしょうか、要件や手続きなどについて紹介します。

養子縁組とは

法律手続きに基づいて法的な親子関係を創設するものです。養親となる者と養子となる者が合意し、市長村長(戸籍係)に届出をすることで成立しますが、有効に成立するためには民法の定める幾つかの要件を備えていなければなりません。養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組とがあり、要件はかなり異なります。養子縁組に似たものとして里親制度がありますが、里親は単に他人の子を預かって育てるもので、親子関係は発生しませんし、離縁の手続等を経ずいつでも実親は子を取り戻すことができます。

普通養子縁組における要件

- ①養親は成人であること
- ②養子は尊属(父母、祖父母、おじ、おば等)や年長者でないこと(養子と養親の年齢差は特にきまりはありません)

未成年者養子縁組の要件(①、②に加え)

- ③夫婦共同縁組であること 夫婦の一方だけと縁組をすることはできません。成人を養子にする場合は共同でなくてもできますが、もう一方の同意が必要です。
- ④家庭裁判所の許可
配偶者の子を養子にする場合及び直系卑属(子、孫など)を養子にする場合を除いて、家庭裁判所の許可が必要です。家裁は、その縁組が専ら子の福祉に適うかという観点から判断します。

連れ子養子の場合

- ③及び④の要件は必要ありません

養子縁組の効果

- ①法律上の親子関係の発生 養子と養父母の間及び養子と養父母の血族との間にも法定の血縁関係が生じます(養父の父母とは祖父母の關係に、養子と養父母の兄弟とはおじ、おいの關係になります)。養子と養親はお互いに相続人になり、扶養の権利義務も負うこととなります。実父母との関係も存続し、相続関係、扶養権利義務関係はなくなりません。
- ②養親の氏を称し、養親の戸籍に入籍 戸籍には養子縁組の事実と養父母の氏名と、実父母の氏名がそれぞれ記載されます。

養子縁組の手続

縁組をする意思と届出が必要です。人違いや偽装、方便のための縁組は無効とされる場合があります。養子が15歳未満の場合は、親権者が未成年者に代わって承諾をします。親権者でない親が監護している場合は、その監護者の同意も必要

です。そして、市町村長に届出をしないと効果は発生しません。

離縁の手続き

- ①協議離縁 養子と養親が協議し、市長村長に届出をします。養子が15歳未満の場合は、離縁後に親権者になるべき者が協議をします。未成年者の場合でも家裁の許可は必要ありません。
- ②調停、裁判等による離縁 協議が整わないときは調停で、調停でも合意が得られない場合は裁判によります。まず調停で話し合いをしなければなりません。(調停前置主義)。裁判上の離縁事由は、・悪意の遺棄(養親が未成年者の子の監護養育義務を怠る等)・一方の生死が3年以上明らかでないとき・その他縁組を継続し難き重大な事由があるとき(養親子関係が破綻しているなど)です。
- ③死後離縁 一方が死亡しても養親子関係は終了しませんが、家裁の許可を得て離縁をすることができます。

離縁の効果

- ①法定血族関係の終了 親子関係、親族関係が終了します。
- ②復氏 養子は縁組前の氏に戻ります。ただし、養子縁組後7年以上経過している場合は、離縁の日から3か月以内に届け出をすれば養親の氏を称することができます。

特別養子縁組とは

特別養子縁組とは、昭和62年に設けられた制度です。養子縁組によって実親との関係が終了するもので成立の要件は厳しく定められています。養親と養子の合意によって成立するのではなく、家裁の審判によって成立します。家裁は子の要保護性、親の適格性、子との適合性等を考慮して判断します。要件は、①養子は原則として6歳未満、②養親は25歳以上、③親権者だけでなく、親権者ではない親の同意も必要、④父母による監護が著しく困難であること、⑤原則として夫婦共同縁組、⑥試験養育期間6か月が必要です。

縁組の効果は、①養親及びその血族との親族関係が発生、②実父母及びその血族との関係が終了(相続関係、扶養関係は消滅)③養父母の戸籍に長男、長女などとして入籍します(実父母の氏名及び養子の事実は記載されない)。

離縁は原則としてできません。養子への虐待、悪意の遺棄等がある場合に、養子や実父母からの請求で、家裁が審判で決定します。

連れ子養子と養育費

連れ子養子の場合、養親は第一次的な扶養義務者になり、実親の扶養義務は後退します。ただし、普通養子縁組においては、実親との関係は終了しないので、養親に資力が十分でない場合など二次的に扶養義務を負います。

日々
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子・父子自立支援員さんたちの取組み



チューリップ公園

母子・父子自立支援員 須摩 文子

砺波市役所社会福祉課

私は、「チューリップと散居の里」富山県砺波市の母子・父子自立支援員です。砺波市は県西部に位置し、人口は約5万人、農業生産に適した肥沃な庄川扇状地の田園地帯には、カイニョと呼ばれる屋敷林に囲まれた家々が点在する散居村さんきょそんの風景が広がっています。

富山県が生産高全国一位を誇るチューリップの球根栽培は、約100年前に市内の農家がオランダから取り寄せたわずか10個の球根から始まりました。毎年GWには、北陸の春を彩る花の祭典「となみチューリップフェア」が開催され、国内最大級650品種250万本のチューリップが国内外からのお客様をお迎えます。

また、今春、東京一金沢間で開業した北陸新幹線車両のフロントガラス（つなぎ目のない曲面ガラス）の製造を手掛けた特殊ガラス加工のトップ企業も市内にあり話題となっています。

平成14年、母子相談員として配属された頃のひとり親家庭は約200世帯で、子育てやお金の心配ごとなど困った時には気軽に相談してもらえる存在でいたいと思ってきました。翌年、名称が自立支援員に変わり、ハローワークと連携した就労支援も始まりましたが、無事に就職が決まった後もひとり親家庭の経済的自立は長く厳しい道のりで、一緒に泣いたり笑ったり…、早や十数年の月日が流れます。離別、死別時にはまだ幼かったお子さんがそれぞれ就職や結婚の時期を迎えて、お母さんお父さんのホットした表情に出会う時、この仕事を続けていて良かったと思える一瞬です。

現在は約400世帯（離別・非婚世帯が9割）、離婚前、出産前のご相談も多く、市では女性弁護士の無料法律相談やカウンセリングを定期的で開催し、法律的な問題の解決や不安の軽減に役立てて頂いています。

私は、養育費相談支援センターの研修会やニュースレター、ふぁみりおの記事などで子どもの成長や将来のため養育費はもちろんのこと、面会交流がどれほど大切かを学びました。離婚の前後は相手との交渉に疲れ、手続きにも追われて「もう二度と会いたくない。子どもにも会わせたくないし養育費もいらない。」と、お子さんの気持ちや将来にまで思い至らない相談者も少なくありませんが、離婚届に「面会交流」と「養育費の分担」についての確認欄が設けられるようになり、以前よりその重要性をお伝えし易くなりました。

このようにお子さんの健やかな成長のため面会交流の取り決めに助言する一方で、私たち自立支援員は、ひとり親福祉制度の認定手続きにも携わっています。時代の流れの中で、結婚観・離婚観、家族のあり方にも変化を感じながら、相談対応に思い悩む日々です。

大人にとっては止むを得ない事情であっても、離婚や非婚という選択が子どもたちの将来まで貧困に巻き込む一因とならないよう、養育費については社会的な啓発や履行確保のための法制度の整備が進むことを、また、面会交流については全国どの自治体でも子どもの成長段階に応じて専門的・実践的な援助が受けられる身近な相談窓口の設置を切望しています。



温かい雰囲気職場



チューリップの様な素敵な笑顔の須摩さん

お知らせ

◎全国8か所で開催！地域研修会にご参加ください

平成27年度地域研修会を全国8か所で開催します。四国地域は、徳島県が開催する研修会と合同で開催します。また、研修会のねらいは、養育費と面会交流に関する相談のスキルアップを図ることですが、民法改正や家庭裁判所の調停の変化を受けて、子どもの福祉を優先した離婚や離婚後のあり方について関心が高まっていることから、今年度は「親」としての視点に立つことへの相談、支援のあり方に重点を置きたいと考えています。

プログラムとしては相談技法や参加者提出の事例検討などを予定しています。相談経験の少ない方も、また、戸籍窓口係の方も歓迎です。是非参加してスキルアップしましょう！

- ・北海道地域 27年9月9日（水）かでの2・7
- ・東北地域 28年2月4日（木）仙台市情報・産業プラザ
- ・関東地域 28年に東京芸術劇場（未定）
- ・中部地域 27年9月17日（木）ウィンク愛知
- ・関西地域 27年11月25日（水）プリムローズ大阪
- ・中国地域 27年10月1日（木）まちづくり市民交流プラザ
- ・九州地域 27年12月17日（木）アクロス福岡
- ・四国地域 27年11月5日（木）東部保健福祉局

徳島県主催の母子・父子自立支援員等研修会と合同開催

*昨年開催した北陸地域は、富山県は関東地域、福井県は中部地域、石川県は関西地域にご案内させていただきました。

◎全国研修が福岡市で開催されます

平成27年10月22日、23日福岡県吉塚合同庁舎にて、厚生労働省、福岡県、養育費相談支援センター共催による平成27年度全国母子父子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会が開催されます。センターとして福岡市で全国研修会が開催されるのは初めてです。ひとり親支援の充実のためによりよい研修を行いたいとただ今準備中です。

◎養育費専門相談員等研修会を開催しました

平成27年7月9日、10日に四谷の主婦会館プラザエフで平成27年度養育費専門相談員等研修会が開催されました。片山登志子弁護士を講師として参加者から提出された6事例を基に、親としての視点を持ってもらうための相談、支援のあり

方について「指導者養成コース」にふさわしい検討会が行われました。全国から養育費専門相談員ほかベテランの相談員等28人が参加しました。

◎石川県金沢市でセミナーを開催しました

平成27年6月28日（日）午後1時30分から石川県金沢市石川県母子・父子福祉センターで公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会共催、石川県の御協力をいただきセミナーを開催しました。

大阪ファミリー相談室の中村桂子講師を迎え「子どもたちの未来を育てよう」～離婚と子どもを考える～についてわかりやすく心に響き、胸が熱くなるお話をしていただきました。

◎刊行物「養育費等をめぐる関係機関の役割と連携についてIー明石市におけるこども養育支援ネットワークについて」HPにアップしました

平成26年10月26日（水）東京芸術劇場で養育費相談支援センター主催の平成26年度第二回制度問題研究会による明石市の「こども養育支援ネットワーク」に関する取り組みについてヒアリングを実施しました。この度、報告書を刊行しましたので全文をご紹介します。地域に密着した連携モデルに関する資料として是非ご参照ください。

◎水曜日、夜間相談（10時まで）始めました!!

水曜日の相談時間が午後0時から午後10時になりました。どうぞご利用ください。

～養育費、面会交流の相談力のアップへ～ 相談支援センターを積極的に活用しましょう!

養育費相談支援センターはみなさんをお手伝いするために設置された国の機関です。当事者の方からの相談を受けている途中でも構いません。相談者を他の機関に紹介する前に、みなさんの窓口でできることをお伝えすることが、当事者に寄り添うワンストップ・サービスになります。相談内容や対応方法など、どんなことでも、またいつでもご遠慮なくお電話ください。相談員一同お待ちしております。

編集後記

- ★ 4月の新体制で養育費相談支援センターは、百花繚乱(?)女性ばかりの構成になりました。女子力で、この一年をパワフルに乗り切っていきたいと思っています。(原)
- ★ 新センター長を迎えて張り切っているつもりなのですが、「そこ知り」の原稿はなかなか筆が進みません。締切りが近づくにつれて編集女史の視線が気になります。どなたか筆の進むよい知恵を教えてくださいませんか。(石)
- ★ 東北新幹線かがやきに乗るチューリップで有名な砺波市へ。砺波市役所の皆様には温かく迎えていただきました。(白エビせんべいを頂いたから言うわけではありませんが!笑)今回取材に伺った須摩さんのご好意で、チューリップを見てソフトクリームを頬張り楽しい一時を過ごさせていただきました。(えび)
- ★ 中村桂子講師のお話は、面会交流の現場での大変なご苦労、また感動的で温かいお話で、毎回胸が詰まってしまう。今回も心励まされ元気をたくさんいただきました。初心忘るべからず、精進したいと心改めました!!(高)

養育費相談支援センター（厚生労働省委託事業）

（公益社団法人 家庭問題情報センター）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03(3980)4194 FAX 03(6411)0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp